

**さいたま市告示第895号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字岸ノ町97番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

（省略）

3 許可番号

令和4年12月21日

第開 - N2022128号

4 検査済証番号

令和5年5月15日

第完 - N2022128号

## さいたま市告示第896号

さいたま市地域部活動に係る統括団体実証運営業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月16日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市地域部活動に係る統括団体実証運営業務

#### (2) 履行場所

さいたま市立片柳中学校外2校

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和5年8月1日から令和6年3月25日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「その他のイベント・催事」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」に登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097386.html>

- (2) 交付期間  
告示の日から令和5年5月30日（火）午後5時まで
  - (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課  
担当 中学校教育係   電話048（829）1661
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
4(3)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和5年6月1日（木）午前9時から午後5時まで
- 6 競争入札参加資格の喪失
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和5年6月6日（火）午前10時00分
    - イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市役所第二別館 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月6日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課  
電話 048(829)1646   FAX 048(829)19909

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課  
電話 048(829)1661   FAX 048(829)1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等について不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第897号

さいたま市（仮称）東部療育センターX線一般撮影装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月16日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市（仮称）東部療育センターX線一般撮影装置賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市岩槻区府内1-8-1 （仮称）東部療育センター

#### (3) 数量・特質等

仕様書による。

#### (4) 借入期間

令和6年2月1日から令和16年1月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「医療機器レンタル等」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法第145号）第39条に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(5) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む）若しくは地方公共団体と賃貸借契約実績がある者

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

#### (1) 交付場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園東部療育センター開設準備室

担当 上坪 電話 048(783)2079

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月30日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用及び交付方法

入札説明書等は、CD-ROMで無償にて交付する。

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月2日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月8日(木)午前10時00分

## イ 場所

さいたま市西区三橋 6-1587 総合療育センターひまわり学園 2階会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年6月8日（木）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

### (8) 業務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園東部療育センター開設準備室

電話 048（783）2079

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 令和6年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結または契約の解除を行う場合がある。

(5) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園東部療育センター開設準備室及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(6) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 898 号

さいたま市（仮称）東部療育センターＣＲ装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 5 年 5 月 16 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市（仮称）東部療育センターＣＲ装置賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市岩槻区府内 1-8-1 （仮称）東部療育センター

#### (3) 数量・特質等

仕様書による。

#### (4) 借入期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「医療機器レンタル等」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法第 145 号）第 39 条に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(5) 過去 2 年の間に国（独立行政法人を含む）若しくは地方公共団体と賃貸借契約実績がある者

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

#### (1) 交付場所

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園東部療育センター開設準備室

担当 上坪 電話 048(783)2079

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月30日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用及び交付方法

入札説明書等は、CD-ROMで無償にて交付する。

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月2日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月8日(木)午前10時15分

## イ 場所

さいたま市西区三橋 6-1587 総合療育センターひまわり学園 2階会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年6月8日（木）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

### (8) 業務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園東部療育センター開設準備室

電話 048（783）2079

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 令和6年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結または契約の解除を行う場合がある。

(5) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園東部療育センター開設準備室及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(6) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第899号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 名 称

桜木町三丁目自治会

### 2 変更した事項

#### (1) 主たる事務所

住所 （省略）

#### (2) 代表者に関する事項

ア 氏名 （省略）

イ 住所 （省略）

### 3 変更年月日

令和5年4月29日

**さいたま市告示第900号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

木崎自治協力会

2 変更した事項

代表者の氏名及び住所

(省略)

(省略)

3 変更年月日

令和5年4月22日

## さいたま市告示第901号

令和5年4月24日さいたま市告示第764号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年5月16日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 中止とした一般競争入札

- (1) 契約整理番号 05-4456-3
- (2) 工事名 水辺公園橋架換工事
- (3) 工事場所 さいたま市南区内谷7丁目地内外

### 2 中止とした理由

設計図書に見直しの必要が生じたため。

## さいたま市告示第902号

さいたま市仮設訓練塔安全点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月17日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市仮設訓練塔安全点検業務

#### (2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1-893外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和5年6月9日から令和5年7月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に業務（設計・調査・測量）の受注希望業種「建築関係コンサルタント／建物調査」又は業務（保守点検）の受注希望業種「その他の保守点検」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和3年4月1日以降に2回以上、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務（仮設訓練塔の点検等）の契約を締結し、履行した実績があること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課  
電話 048（833）7954

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年5月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から

ら午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月2日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月6日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局庁舎4階第1調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月6日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防総務課  
電話 048(833)7335 FAX 048(833)7641

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課  
電話 048(833)7954 FAX 048(833)7641

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市消防局総務部消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p076447.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第903号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年5月23日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 17日	猫	さいたま市 南区別所	雑種	メス	三毛	1～ 2か月	無	
5月 17日	猫	さいたま市 南区別所	雑種	オス	黒	1～ 2か月	無	
5月 17日	猫	さいたま市 南区別所	雑種	オス	黒	1～ 2か月	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

## さいたま市告示第904号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

### 2 保管開始年月日

令和5年5月12日

### 3 保管場所及び放置箇所

#### (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

#### (2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

#### (3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

#### (4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

### 4 保管自転車

別紙のとおり

### 5 保管台数

計62台

### 6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/08	東浦和駅	不明	不明		
2023/05/08	南浦和駅西口	埼玉県警18-8165802	B8B03105		
2023/05/08	武蔵浦和駅		PHONE01525		
2023/05/08	武蔵浦和駅	埼玉県警08-8133710	7Z03948		
2023/05/09	東浦和駅	不明	V130104532		
2023/05/09	南浦和駅東口	埼玉県警22-221817583	A22AA87151		
2023/05/09	南浦和駅西口	埼玉県警22-221260759	SSC307327		
2023/05/09	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6477093	VF6I00859		
2023/05/11	武蔵浦和駅	埼玉県警23-230883386	T80EF258		
2023/05/12	南浦和駅東口	不明	A19AK41129		
2023/05/12	武蔵浦和駅	埼玉県警20-201324246	K6EK30947		
2023/05/12	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7424163	STPKF14869		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/08	大宮駅東口	埼玉県警21-211808500	F20V17838		
2023/05/08	大宮駅東口	埼玉県警18-8285169	S3E01384		
2023/05/08	大宮駅東口	不明	SPD068550		
2023/05/08	大宮駅東口	埼玉県警16-6358220	SQC084143		
2023/05/08	大宮駅東口	埼玉県警16-6321503	GF6C87429		
2023/05/08	大宮駅東口	栃木県警35-19580	V200517859		
2023/05/08	大宮駅東口	不明	K121009669		
2023/05/08	大宮駅西口	不明	CW21210494		
2023/05/08	大宮駅西口	埼玉県警16-6561883	SNC115552		
2023/05/09	大宮駅東口	静岡県警J-3320162	B6X14983		
2023/05/09	大宮駅東口	埼玉県警22-222883580	24F5857		
2023/05/09	大宮駅西口	埼玉県警22-220622703	F21715807		
2023/05/09	大宮駅西口	埼玉県警18-8462451	SS1341736		
2023/05/09	指扇駅	埼玉県警10-0354177	ME32568		
2023/05/11	大宮駅東口	不明	KAK21H6H3?94		
2023/05/11	大宮駅東口	不明	KAK21H3188		
2023/05/11	大宮駅東口	不明	A20AG06969		
2023/05/11	大宮駅東口	埼玉県警20-201052009	V200512691		
2023/05/11	大宮駅西口	埼玉県警21-212058483	SVC044963		
2023/05/11	大宮駅西口	埼玉県警21-213245562	T21C05421		
2023/05/11	大宮駅西口	栃木県警31-17580	S6K018789		
2023/05/11	新都心駅東口	埼玉県警19-190166619	F180678653		
2023/05/11	西大宮駅北口	埼玉県警22-222370159	GC6K44101		
2023/05/11	西大宮駅北口	埼玉県警19-195489050	STG330901		
2023/05/12	大宮駅東口	不明	F131216581		
2023/05/12	大宮駅東口	埼玉県警15-5018570	RT4J04383		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/12	大宮駅西口	埼玉県警21-212910015	STT1F22631		
2023/05/12	大宮駅西口	不明	HL22D61801		
2023/05/12	東大宮駅東口	埼玉県警19-192041082	FC8K09629		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/08	北浦和駅西口	埼玉県警19-194090064	S9WH05289		
2023/05/08	北浦和駅西口	埼玉県警12-2573649	B2E36630		
2023/05/08	北浦和駅西口	埼玉県警21-210173870	GD83098		
2023/05/08	北与野駅	不明	PH0NH04489		
2023/05/08	北与野駅	群馬県警30805952	STG301035		
2023/05/08	与野本町駅	埼玉県警17-7337727	A16PL11916		
2023/05/08	南与野駅	不明	S8400085		
2023/05/09	浦和駅東口	埼玉県警09-9212619	B8J67661		
2023/05/09	浦和駅東口	埼玉県警16-6353653	V160305248		
2023/05/09	浦和駅東口	武蔵野I-54938	ZY9L070483		
2023/05/09	北浦和駅東口	埼玉県警20-201255180	T20A0163		
2023/05/11	浦和駅西口	埼玉県警22-223004393	SVE036294		
2023/05/11	中浦和駅	埼玉県警17-7192737	GF6K70587		
2023/05/12	北浦和駅東口	埼玉県警21-212713023	A21AB42206		
2023/05/12	北浦和駅東口	埼玉県警19-194228090	V190315646		
2023/05/12	与野駅東口	埼玉県警14-4497637	T14RF215		
2023/05/12	新都心駅西口	埼玉県警20-200184980	A19A107157		
2023/05/12	新都心駅西口	埼玉県警21-213534211	ZXL21100110		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/11	岩槻駅	不明	STMHA35053		
2023/05/11	東岩槻駅	埼玉県警15-5242372	S0K073612		

合計: 61台

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	5月11日	東大宮駅西口	さいたま市C た 533	ホンダ カブ	紺	吉野原保管所	AA01-1761016

## さいたま市告示第905号

さいたま市岩槻人形博物館企画展広報物製作等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」をいう。）第167条の6の規程に基づき公告する。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市岩槻人形博物館企画展広報物製作等業務
- (2) 履行場所  
さいたま市岩槻区本町6-1-1
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約日から令和5年7月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「製作／パンフレット等」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 奥付等に印刷の責任者（プリンティング・ディレクター等）として本人の氏名が記載された美術系の展覧会図録又は写真集を、過去1年以内に2冊以上担当した実績がある者を色校正の担当者とすることを証明した者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所

ア さいたま市岩槻区本町6-1-1

さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

担当 管理係 電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097464.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和5年5月26日(金)午後4時まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日  
を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」  
という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」と  
いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において  
確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和5年5月26日(金)午後4時まで(休日を除く午前9時から午後4時まで  
)。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月30日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た  
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の  
10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切  
り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月2日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月2日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課  
電話 048(829)1226 FAX 048(829)1996

(8) 業務を担当する課

さいたま市岩槻区本町6-1-1  
さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館  
電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は原則返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館及びホームページにおいて閲

覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第906号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区仲町二丁目51番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

三井不動産レジデンシャル株式会社 都市開発二部長 木内 淳一

3 許可番号

令和5年3月30日

第 変 - S 2 0 2 1 0 0 7 号

4 検査済証番号

令和5年5月18日

第 完 - S 2 0 2 1 0 0 7 号

## さいたま市告示第907号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区辻二丁目243番17
- (2) 指定の年月日 令和5年5月19日
- (3) 指定の番号 第南23-005号
- (4) 道路の幅員 6.01m
- (5) 道路の延長 40.15m

## さいたま市告示第908号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区東大成町二丁目143番7
- (2) 指定の年月日 令和5年5月19日
- (3) 指定の番号 第北23-005号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 23.57m

## さいたま市告示第909号

さいたま市ひとり親関連AIチャットボットシステム業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市ひとり親関連AIチャットボットシステム業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

#### (3) 事業概要

制度の利用率の向上を目的として、様々な支援策の中から、ひとり親家庭が必要とする支援の情報を入手し、自立に向けて適切な支援を受けられるよう、時間を問わず気軽に問い合わせを行うことができるAIチャットボットを導入し、24時間365日運用することで、制度の認知度の向上を図るもの。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

#### (5) 予算の上限額

3,516千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に希望業務「電算」で掲載されている者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 過去2年の間に、官公庁又は地方公共団体に対して、AIチャットボットシステムのサービスを提供した実績（実証実験等の継続性のないものを除く）を有し、かつ令和5年4月1日現在も継続してサービスを提供している者であること。

### 3 企画提案書招請説明書等の貸与

企画提案書の提出を希望する者で、企画提案書招請説明書（以下「説明書」という。）等の資料を貸与するものとする。

#### (1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
担当 手当係 電話 048(829)1270

#### (2) 貸与期間

本告示日から令和5年5月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。）

(3) 貸与費用

無償

(4) 貸与方法

CD-ROM

(5) 説明書等の返却

交付した説明書等は、企画提案書提案会時に返却すること。また、企画提案書提案会に参加しない場合及び参加申込兼資格確認申請書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。

(6) 説明書等の取り扱い

貸与した説明書等は、企画提案及び見積に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、様式以外の資料は複製をしてはならない。

4 参加申込兼資格確認申請書の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、企画提案書提出日において確認審査を受けていない者は、企画提案会に参加できない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 2(3)の経験を証する書類 1部

ウ 「優先交渉権者選定基準」の、「2 評価の方法」に記載の「AIチャットボットシステム導入・運用実績」、「ひとり親関連 AI チャットボットシステム導入・運用実績」及び「実施体制における人員の実績」を証する書類 各1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込兼資格確認申請書の提出を行った者に対し、参加資格確認審査終了後、令和5年6月2日（金）に参加資格確認結果通知書を電子メール及び郵送で交付するものとする。

6 質問の受付及び回答

参加資格及び企画提案書招請説明書等に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問を行うことができる。

(1) 質問期間

令和5年5月19日（金）から令和5年5月26日（金）

(2) 質問方法

質問の受け付けは電子メールのみとする。送付の際には以下の事項を順守すること。

- ア 上記受付期間に質問が市に到達するようにすること。
- イ 電子メールの標題は「さいたま市ひとり親関連AIチャットボットシステム業務に関する質問」とすること。
- ウ 書式は自由であるが、電子メールの本文としてテキスト形式で記述すること。（それ以外の添付ファイル等は全て無効とする。）

(3) 質問の提出先

提出先の電子メールアドレスは以下のとおりである。

kosodate-shien@city.saitama.lg.jp

(4) 質問の到着確認に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

(5) 質問に対する回答

質問及び回答については、令和5年5月31日（水）午後5時までに、電子メールにて全参加申込者（参加申込兼資格確認申請書に記載された電子メールアドレス宛）に送信する。なお、質問者の名前は非公開とする。

(6) その他

再質問は受け付けない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 原本1部 写し10部

イ 見積書（任意書式） 原本1部

※見積書については、内訳を記載又は別紙で作成すること。

(2) 受付期間

令和5年6月2日（金）から令和5年6月19日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで。）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 企画提案書の提出ができる者

参加資格確認結果通知書により参加資格有と認められた者のみ、提出することができる。

8 一次審査（客観審査）

参加申込者が5者以上の場合は、「（様式1）参加申込兼資格確認申請書」に添付される資料に基づき、評価項目における点数の合計が最も高い上位4者を選定する。同点の者が2者以上あるときは、くじ引きによって順位を決定する。

9 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位4者について、企画提案書を補完するため、企画提案書提案会においてプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 企画提案書提案会の実施予定日

令和5年6月26日（月）

詳細な時間及び場所については、参加者数の確定後に通知する。

10 企画提案書の特定に関する事項

(1) 評価方法

企画提案書の内容及び企画提案書提案会の内容（質疑応答を含む。）について、選定委員会において、選定委員が評価を行う。

(2) 優先交渉権者の選定

選定委員会の後、優先交渉権者を選定する。

1 1 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

否

(3) 議決の要否

否

1 2 その他

(1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、業者選定の結果不採用となった提案者より明示的な希望があった場合のみ返却する。

(4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p097503.html>

(5) 詳細は、説明書等による。

## さいたま市告示第910号

さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

#### (3) 事業概要

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的に、法改正にも対応したシステムを調達することで、安定的かつ適正な管理体制の構築を目指すもの。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

#### (5) 予算の上限額

13,892千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に希望業務「電算」で掲載されている者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 過去2年の間に、官公庁又は地方公共団体に対して、資金貸付システムシステムのサービスを提供した実績（実証実験等の継続性のないものを除く）を有し、かつ令和5年4月1日現在も継続してサービスを提供している者であること。

### 3 企画提案書招請説明書等の貸与

企画提案書の提出を希望する者で、企画提案書招請説明書（以下「説明書」という。）等の資料を貸与するものとする。

#### (1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
担当 手当係 電話 048(829)1270

#### (2) 貸与期間

本告示日から令和5年5月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。)

(3) 貸与費用

無償

(4) 貸与方法

CD-ROM

(5) 説明書等の返却

交付した説明書等は、企画提案書提案会時に返却すること。また、企画提案書提案会に参加しない場合及び参加申込兼資格確認申請書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。

(6) 説明書等の取り扱い

貸与した説明書等は、企画提案及び見積に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、様式以外の資料は複製をしてはならない。

4 参加申込兼資格確認申請書の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、企画提案書提出日において確認審査を受けていない者は、企画提案会に参加できない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 2(3)の経験を証する書類 1部

ウ 「優先交渉権者選定基準」の、「2 評価の方法」に記載の「資金貸付システム導入・運用実績」、「母子父子寡婦資金貸付システム導入・運用実績」及び「実施体制における人員の実績」を証する書類 各1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込兼資格確認申請書の提出を行った者に対し、参加資格確認審査終了後、令和5年6月2日（金）に参加資格確認結果通知書を電子メール及び郵送で交付するものとする。

6 質問の受付及び回答

参加資格及び企画提案書招請説明書等に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問を行うことができる。

(1) 質問期間

令和5年5月19日（金）から令和5年5月26日（金）

(2) 質問方法

質問の受け付けは電子メールのみとする。送付の際には以下の事項を順守すること。

ア 上記受付期間に質問が市に到達するようにすること。

イ 電子メールの標題は「さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関する質問」とすること。

ウ 書式は自由であるが、電子メールの本文としてテキスト形式で記述すること。（それ以外の添付ファイル等は全て無効とする。）

(3) 質問の提出先

提出先の電子メールアドレスは以下のとおりである。

kosodate-shien@city.saitama.lg.jp

(4) 質問の到着確認に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

(5) 質問に対する回答

質問及び回答については、令和5年5月31日（水）午後5時までに、電子メールにて全参加申込者（参加申込兼資格確認申請書に記載された電子メールアドレス宛）に送信する。なお、質問者の名前は非公開とする。

(6) その他

再質問は受け付けない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 提出書類及び部数

イ 企画提案書 原本1部、写し10部

ウ 様式3「機能・帳票要件一覧表」 原本1部、写し10部

エ 見積書（任意書式） 原本1部

※見積書については、内訳を記載又は別紙で作成すること。また、構築後のシステム運用保守に係る1年間の費用も明示すること。

(2) 受付期間

令和5年6月2日（金）から令和5年6月19日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで。）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 企画提案書の提出ができる者

参加資格確認結果通知書により参加資格有と認められた者のみ、提出することができる。

8 一次審査（客観審査）

参加申込者が4者以上の場合は、様式1「参加申込兼資格確認申請書」に添付される資料に基づき、評価項目における点数の合計が最も高い上位3者を選定する。同点の者が2者以上あるときは、くじ引きによって順位を決定する。

9 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位3者について、企画提案書を補完するため、企画提案書提案会においてプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 企画提案書提案会の実施予定日

令和5年6月28日（水）

詳細な時間及び場所については、参加者数の確定後に通知する。

#### 1 0 企画提案書の特定に関する事項

##### (1) 評価方法

企画提案書の内容及び企画提案書提案会の内容（質疑応答を含む。）について、選定委員会において、選定委員が評価を行う。

##### (2) 優先交渉権者の選定

選定委員会の後、優先交渉権者を選定する。

#### 1 1 契約手続等

##### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

##### (2) 契約書作成の要否

否

##### (3) 議決の要否

否

#### 1 2 その他

(1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、業者選定の結果不採用となった提案者より明示的な希望があった場合のみ返却する。

(4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p097518.html>

(5) 詳細は、説明書等による。

## さいたま市告示第911号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区上木崎六丁目541番122、544番8、545番14
- (2) 指定の年月日 令和5年5月19日
- (3) 指定の番号 第南23-006号
- (4) 道路の幅員 4.01m
- (5) 道路の延長 30.68m

## さいたま市告示第912号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状

### 2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

### 3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

**さいたま市告示第913号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区日進町三丁目774番1、奈良町3番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング5階

株式会社 OS プラットフォーム

代表取締役 金子 洋文

3 許可番号

令和4年8月10日

第開-N2022050号

4 検査済証番号

令和5年5月19日

第完-N2022050号

**さいたま市告示第914号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市北区今羽町704番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
(省略)
- 3 許可番号  
令和5年4月21日  
第変-N2022085号
- 4 検査済証番号  
令和5年5月19日  
第完-N2022085号

**さいたま市告示第915号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字武久田382番5、382番6、382番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年8月22日

第開 - N2022056号

4 検査済証番号

令和5年5月19日

第完 - N2022056号

## さいたま市告示第916号

さいたま市の発注する「領家保育園中規模修繕（電気設備）工事」ほか13件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

#### 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

#### 8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3 箇月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度として行

うこととする。

- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-1453-3							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	領家保育園中規模修繕（電気設備）工事							
工事場所	さいたま市浦和区領家7丁目14番16号							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月24日まで							
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 防犯・入退室管理設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	32,164,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月30日（火）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月2日（金）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月6日（火）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月29日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月1日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「領家保育園中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・「領家保育園中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4465-8							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（南R5主要地方道さいたまふじみ野所沢線）							
工事場所	さいたま市中央区本町西6丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年9月15日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長127.6m 幅員6.60~10.00m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）196㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）1240㎡ 基層1240㎡ 表層1440㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-3379-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	浦和西口停車場線電線共同溝整備工事（2工区）							
工事場所	さいたま市浦和区高砂2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月30日まで							
概要	延長87m 開削土工一式 管路延長（電力）79m（通信）82m 特殊部1基 分岐柵1基 仮設工一式 舗装工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区東高砂町25番2号 さいたま市都市局都心整備部浦和駅周辺まちづくり事務所 電話 048-882-0242							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-27							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道1360号線外）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字上野地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月17日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長328.9m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）516m 角型集水柵（深550、650）6箇所 長尺U形側溝用集水柵（深700）1箇所 舗装工 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）1620㎡ 上層路盤（RM-40）162㎡ 下層路盤（RC-40）162㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-28							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道30858号線外）							
工事場所	さいたま市大宮区大成町3丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長585.5m 幅員4.0~10.5m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ工（平均切削厚5cm、再生密粒度As-20、t=5cm）584㎡ （平均切削厚12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）851㎡ 路面切削工（平均切削厚5cm）1790㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2640㎡ 付帯工【夜間】一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-29							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（北R5一般県道大野島越谷線）大野島工区							
工事場所	さいたま市岩槻区大字大野島地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年9月29日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長301.7m 幅員5.1m～6.7m 舗装工【夜間】路面切削工（平均切削深さt=5cm）69㎡ 切削オーバーレイ工（平均切削深さt=12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）1730㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1790㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-30							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道1275号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字徳力地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月10日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長203m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U型側溝（300型）373m 長尺U字溝用集水樹1箇所 角型集水樹（□500）4箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）117㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）117㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）986㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-14							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	ゾーン30プラス整備工事（北区日進町2丁目外地区）							
工事場所	さいたま市北区日進町2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年9月29日まで							
概要	工事面積60ha 区画線設置（実線15cm）3970m（ゼブラ45cm）31m（破線30cm）14m（矢印・記号・文字15cm換算）1265m（緑色）280㎡（赤色）56㎡ 区画線消去74m 道路付属物工一式 構造物撤去工一式 舗装工 車道舗装240㎡ 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	塗装工事業 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-15							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	ゾーン30プラス整備工事（西区西大宮4丁目地区）							
工事場所	さいたま市西区西大宮4丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年9月29日まで							
概要	工事面積37ha 区画線設置（実線15cm）4290m（ゼブラ45cm）9m（破線30cm）30m（破線45cm）27m（矢印・記号・文字15cm換算）782m（緑色）450㎡（赤色）5㎡ 区画線消去 削り取り式40m 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	塗装工事業 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-17							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立桜山中学校便所改修工事							
工事場所	さいたま市岩槻区大字表慈恩寺684番地1							
履行期間	令和5年7月10日から令和5年11月8日まで							
概要	1～4階男女便所改修工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和3年度又は令和4年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和5年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。						
		本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（発注者指定方式）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-18							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立桜木中学校便所改修工事							
工事場所	さいたま市大宮区桜木町4丁目219番地							
履行期間	令和5年7月10日から令和5年11月22日まで							
概要	1～4階男女便所改修工事							
予定価格（税込）	89,463,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（発注者指定方式）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-16							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	見沼小学校屋上防水・外壁改修工事							
工事場所	さいたま市見沼区東大宮2丁目45番地							
履行期間	契約確定の日から令和5年12月15日まで							
概要	管理・普通教室棟（1-1、1-2棟）の屋上防水・外壁等改修工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-22							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立大宮八幡中学校便所改修工事							
工事場所	さいたま市見沼区大字南中丸357番地							
履行期間	令和5年7月10日から令和5年11月8日まで							
概要	1～3階男女便所改修工事							
予定価格（税込）	58,773,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（発注者指定方式）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-26							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道30367号線外）							
工事場所	さいたま市北区宮原町4丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月1日まで							
概要	延長430.0m 幅員4.0m～8.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×300、300×400）793m 横断暗渠（300×300、300×240）25m 角形集水桝（□500×深650、□500×深550）8基 舗装工 下層路盤（RC-40）256㎡ 上層路盤（RM-40、C-30）256㎡ 不陸整正（RM-40、C-30）2237㎡ 表層（再生密粒度As、t=5cm）1250㎡（透水性As、t=5cm）987㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

## さいたま市告示第917号

さいたま市の発注する「常盤小学校外壁改修工事」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。)がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 5 余裕期間を定めている場合の工事

(1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。

(2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。

(3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。

(5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。

(6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成

24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

対象工事	<p>ア 常盤小学校外壁改修工事          イ さいたま市立神田小学校便所改修工事          ウ 本庁舎本館及び別館等屋上防水改修工事          エ 川通中学校外壁改修工事          オ さいたま市立木崎中学校便所改修工事</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ及びオの入札は無効とする。</li> <li>・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ及びオの入札は無効とする。</li> <li>・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ及びオの入札は無効とする。</li> <li>・対象工事エの落札候補者が行った対象工事オの入札は無効とする。</li> </ul>

契約整理番号	05-5209-15							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	常盤小学校外壁改修工事							
工事場所	さいたま市浦和区常盤9丁目30番9号							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月22日まで							
概要	普通教室棟（12棟）、昇降所棟（13-1棟）の外壁改修工事・建具改修工事等							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-19							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立神田小学校便所改修工事							
工事場所	さいたま市桜区大字神田541番地1							
履行期間	令和5年7月3日から令和5年11月17日まで							
概要	1～4階男女便所改修工事 みんなのトイレ新設工事 内部・外部スロープ改修工事							
予定価格（税込）	205,370,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（発注者指定方式）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-1162-1							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	本庁舎本館及び別館等屋上防水改修工事							
工事場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで							
概要	さいたま市役所本庁舎の本館高層棟、低層棟、別館、ギャラリー、サロンの屋上、バルコニー及び屋根等の屋上防水工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-21							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	川通中学校外壁改修工事							
工事場所	さいたま市岩槻区大字長宮435番地							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月28日まで							
概要	17、20、21、22棟の外壁改修工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事A又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-20							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立木崎中学校便所改修工事							
工事場所	さいたま市浦和区瀬ヶ崎2丁目17番1号							
履行期間	令和5年7月10日から令和5年11月8日まで							
概要	1～5階男女便所改修工事 1、2階みんなのトイレ新設工事							
予定価格（税込）	140,360,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（発注者指定方式）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、ウ又はエの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

## さいたま市告示第918号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（南建－R5－102）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札

候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	05-4487-6						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R5-102）						
業務場所	さいたま市緑区大字中尾地内外						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで						
概要	実施設計 開削（内径1200mm未満）4610m 推進（刃口・小口径）70m 測量業務 現地測量0.047k㎡						
予定価格（税込）	40,623,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後3時00分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-4762-8						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	北消防署植竹出張所中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市北区植竹町1丁目820番地1						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで						
概要	延べ面積 1285.00㎡ R C造 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	21,399,400円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年5月30日（火）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月2日（金）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月6日（火）午後3時50分						
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／事務所及び庁舎 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月29日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月1日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-2373-1						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	宮原児童センター大規模改修工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市北区宮原町4丁目66番地13						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで						
概要	延べ面積 448.01 m <sup>2</sup> S造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	13,908,400円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年5月30日（火）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月2日（金）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月6日（火）午後4時00分						
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月29日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月1日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-4762-10						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	既存防火水槽長寿命化工事に伴う詳細設計業務（R5）						
業務場所	さいたま市西区大字清河寺地内外2か所						
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで						
概要	設計業務 防火水槽補強・補修設計一式						
予定価格（税込）	事後公表						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年6月1日（木）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月8日（木）午後1時50分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／上水道及び工業用水道 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から				
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局総務部消防施設課 電話 048-833-7954						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

## さいたま市告示第919号

さいたま市の発注する「与野本町公民館大規模改修・エレベーター設置工事実施設計業務」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの対象業務の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象業務の後に開札される他の対象業務の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象業務の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いに

については、さいたま市契約規則第29条の規定による。

## 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

対象業務	<p>ア 与野本町公民館大規模改修・エレベーター設置工事实施設計業務</p> <p>イ 南浦和公民館・南浦和コミュニティセンター中規模修繕工事实施設計業務</p> <p>ウ 大古里公民館中規模修繕工事实施設計業務</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ及びウの入札は無効とする。</li> <li>・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウの入札は無効とする。</li> </ul>

契約整理番号	05-5553-1						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	与野本町公民館大規模改修・エレベーター設置工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市中央区本町西1丁目14番12号						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで						
概要	延べ面積661.32㎡ RC造 地上3階建て エレベーター設置工事に係る増築 面積30.41㎡ 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	20,796,600円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年5月30日（火）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月2日（金）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月6日（火）午後3時20分						
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月29日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月1日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</li> <li>・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> </ul>						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-5553-2						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	南浦和公民館・南浦和コミュニティセンター中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市南区大谷場2丁目6番25号						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで						
概要	延べ面積1495.66㎡ R C造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	18,282,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年5月30日（火）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月2日（金）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月6日（火）午後3時30分						
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月29日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月1日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</li> <li>・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> </ul>						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-5553-3						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	大古里公民館中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市緑区大字三室2614番地2						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで						
概要	延べ面積 1250.18㎡ R C造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	15,524,300円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年5月30日（火）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月2日（金）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月6日（火）午後3時40分						
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月22日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月29日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月1日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</li> <li>・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> </ul>						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

## さいたま市告示第920号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達をする書類

- ・市県民税（普通徴収） 督促状
- ・固定資産税・都市計画税 督促状
- ・国民健康保険税（普徴） 督促状

### 2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

### 3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

## さいたま市告示第921号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市中央区大戸一丁目41番1、41番3、41番4、41番5、41番6、41番7、41番8、41番9、41番10、41番11、41番12、41番13、41番14、41番15、41番16、41番17、41番18

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市中区住吉町四丁目45番地1 関内トーセイビルⅡ6階  
株式会社レーベンホームビルド 代表取締役 有田 卓二

### 3 許可番号

令和5年4月4日

第 変 - S 2 0 2 2 0 6 6 号

### 4 検査済証番号

令和5年5月19日

第 完 - S 2 0 2 2 0 6 6 号

## さいたま市告示第922号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ビバホーム浦和さいど店

所在地 さいたま市緑区道祖土二丁目9番22号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 有限会社オーケイエム

代表者氏名 代表取締役 岡村 利充

住 所 さいたま市緑区道祖土三丁目3番32号

(3) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の設置者

(変更前)

名 称 株式会社ビバホーム

代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦

住 所 さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

(変更後)

名 称 有限会社オーケイエム

代表者氏名 代表取締役 岡村 利充

住 所 さいたま市緑区道祖土三丁目3番32号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社ビバホーム

代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦

住 所 さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

(変更後)

名 称 アークランズ株式会社

代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦

住 所 新潟県三条市上須頃445番地

(4) 変更の年月日

(ア) 令和3年5月28日

(イ) 令和4年9月1日

(5) 変更する理由

(ア) 設置者の錯誤のため

(イ) 名称及び住所に変更が生じたため

2 届出年月日

令和5年5月8日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年5月23日から令和5年9月25日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年5月23日から令和5年9月25日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

## さいたま市告示第923号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパービバホーム岩槻店

所在地 さいたま市岩槻区府内三丁目1275-1 他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 アークランズ株式会社

代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦

住 所 新潟県三条市上須頃445番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名 称 株式会社ビバホーム

代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦

住 所 さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

(変更後)

名 称 アークランズ株式会社

代表者氏名 代表取締役 坂本 晴彦

住 所 新潟県三条市上須頃445番地

(4) 変更の年月日

令和4年9月1日

(5) 変更する理由

吸収合併により小売業者の名称及び所在地に変更が生じたため

### 2 届出年月日

令和5年5月8日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年5月23日から令和5年9月25日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 岩槻区役所観光経済室

住所 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

電話 048(790)0118

FAX 048(790)0260

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年5月23日から令和5年9月25日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

## さいたま市告示第924号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 名称

- ・ 宿第二自治協力会

### 2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）
- (3) 区域 別紙添付の『太線内「宿区自治協力会」区域』のとおり（別紙省略）

### 3 変更年月日

- ・ 令和5年4月30日

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

## さいたま市告示第925号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 名称

- ・ 三室おぶさと住宅自治会

### 2 変更した事項

#### (1) 目的

この会は、その地域における住民相互の連絡、環境の整備、自治会館の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

#### (2) 区域

この会の区域は、下記に定める区域とする。

さいたま市緑区大字三室636番1から151

さいたま市緑区大字三室646番2から10

さいたま市緑区大字三室745番4から10

さいたま市緑区大字三室750番2から4

さいたま市緑区大字三室765番2から5

さいたま市緑区大字三室768番2から7

さいたま市緑区大字三室809番3から10

さいたま市緑区大字三室2404番2、5、11、12、20

### 3 変更年月日

- ・ 令和5年2月26日

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048(712)1131

## さいたま市告示第926号

さいたま市立病院作業環境測定業務（職員安全衛生）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立病院作業環境測定業務（職員安全衛生）

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和5年6月12日から令和6年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の業種で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降、病院における作業環境測定業務を年間契約で1件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(5) 本入札の告示日において、本市内に本店または支店を有している者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課  
担当 佐々木 電話 048(873)4248

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年5月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月2日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和5年6月7日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月8日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年6月8日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課

電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

#### 1.4 契約手続等

##### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

##### (2) 契約書作成の要否 要

##### (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

#### 1.5 特記事項

#### 1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第927号

さいたま市全自動化学発光酵素免疫測定システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市全自動化学発光酵素免疫測定システム賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「医療機器レンタル等」で掲載されている者であること。

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

#### (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課  
担当 臨床微生物係 電話 048(840)2255

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月21日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

##### (2) 受付期間

3(2)に同じ

##### (3) 受付場所

3(1)に同じ

##### (4) 提出方法

持参

#### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

##### (1) 交付場所

3(1)に同じ

##### (2) 交付日時

令和5年6月26日（月）午前9時から午後4時まで

##### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札の日時及び場所

###### ア 日時

令和5年7月4日（火）午前10時00分

###### イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター3階会議室

##### (3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月4日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課  
電話 048(840)2255 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第928号

さいたま市超低温フリーザー賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市超低温フリーザー賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和5年12月1日から令和11年11月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課  
担当 臨床微生物係 電話 048(840)2255

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月21日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月26日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月4日（火）午前10時15分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター3階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月4日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課  
電話 048(840)2255 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第929号

さいたま市子ども家庭総合センター構内電話交換機設備賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市子ども家庭総合センター構内電話交換機設備賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示日から起算し、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同規模の契約を2件以上にわたって締結していること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

担当 管理・総合相談係 電話 048(711)1986

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月13日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月19日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月27日（火）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター4階会議室1

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月27日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話 048(711)1986 FAX 048(711)8904

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第930号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在  
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 羽鳥学園	双葉幼稚園	さいたま市浦和区 岸町3丁目3-14	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和5年4月1日		満たす

## さいたま市告示第931号

さいたま市行政情報検索システム更改業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市行政情報検索システム更改業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去5年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体において、同種業務の契約を締結し、履行した実績があることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部行政透明推進課

担当 情報提供係 電話 048(829)1117

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月9日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月15日(木)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送(一般書留又は簡易書留等)による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 6(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和5年6月22日（木）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部行政透明  
推進課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月27日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市業務委託郵便入札執行要領第8条の規定に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課  
電話 048(829)1083 FAX 048(829)1983

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部行政透明推進課  
電話 048(829)1117 FAX 048(829)1983

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市総務局総務部行政透明推進課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第932号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル改定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル改定業務

#### (2) 履行場所

さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

#### (3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月25日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和3年度以降に国又は地方公共団体と「バリアフリー」「まちづくり」に関するガイドライン・計画等の策定・改定、調査等の契約実績が2件以上あることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

担当 地域福祉係 電話 048(829)1254

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月8日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年6月8日(木)まで(休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月12日(月)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月15日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月15日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課  
電話 048(829)1254 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第933号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字釣上新田字中1384番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）  
（省略）
- 3 許可番号  
令和4年10月28日  
第開 - N2022099号
- 4 検査済証番号  
令和5年5月24日  
第完 - N2022099号

## さいたま市告示第934号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達をする書類

交付要求通知書

### 2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

### 3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

**さいたま市告示第935号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、別紙のとおり公告します。

令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

## さいたま市告示第936号

令和5年5月1日さいたま市告示第823号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 中止とした一般競争入札

- (1) 契約整理番号 05-4762-3
- (2) 工事名 既存防火水槽長寿命化工事（R5）
- (3) 工事場所 さいたま市見沼区堀崎町地内外2か所

### 2 中止とした理由

設計図書に見直しの必要が生じたため。

## さいたま市告示第937号

さいたま市区ガイドマップ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市区ガイドマップ作成業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 過去5年以内に、本市又は他市町村を契約相手方とする地図作成に係る契約実績（同一契約で5,000部以上に限る。）を有する者

イ 過去5年以内にさいたま市区ガイドマップ作成業務に係る契約実績を有する者

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市区ガイドマップ作成業務仕様書等1部を交付するものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、担当まで連絡すること。その場合の郵送料は、本入札参加希望者の負担とする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市市民局区政推進部

担当 鈴木、加治   電話 048(829)1834

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月21日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス [kusei-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:kusei-suishin@city.saitama.lg.jp)

電子メールの表題は「区ガイドマップに関する質問」とすること。

(2) 受付期間

本告示日から令和5年6月14日(水)正午まで

(3) 回答方法等

令和5年6月15日(木)までに仕様書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。

なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、3の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)アを証明する契約書の写し及び成果物

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-9588   さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市市民局区政推進部

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出すること。

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月29日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 7 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けたものは、令和5年6月30日（金）午後4時までにさいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

## 8 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。広告の掲載で得られた収入は受託者のものとし、広告収入を差し引いた金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書に添付する書類

入札書には、広告収入のわかる収支計画書、企画編集に含まれる主な業務名とその費用及び印刷製本に係る単価が確認できる内訳書を添付すること。

### (3) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

### (4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

### (5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

### (6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

### (7) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月6日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

### (8) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (9) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

### (10) その他

- ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 開札の日時及び場所

- ア 日時  
令和5年7月6日（木）入札終了後、直ちに行う。

- イ 場所  
8(7)イに同じ

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市市民局区政推進部  
電話 048(829)1834   FAX 048(829)1992

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

- (1) 本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 本入札の手続きに係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- (5) 提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。

## さいたま市告示第938号

さいたま市ひとり親家庭等就業支援講習会事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市ひとり親家庭等就業支援講習会事業業務

#### (2) 履行場所

業務委託先

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和5年7月3日から令和6年3月29日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」内の受注希望業務「その他の電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体において、パソコン教室、就業支援セミナー及びその他同様の事業について、適切に実施した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
担当 手当係 電話 048(829)1270

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月13日(火)午前9時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月20日(火)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

#### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

#### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども政策課  
電話 048(829)1909   FAX 048(829)1960

#### (8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
電話 048(829)1270   FAX 048(829)1960

### 7 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 議決の要否

否

### 8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第939号

さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務

(2) 履行場所

業務委託先

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年7月3日から令和6年1月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」内の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示の日から過去2年の間、医療事務講座を適切に実施した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
担当 手当係 電話 048(829)1270

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月13日（火）午前9時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月20日（火）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

## イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども政策課  
電話 048(829)1909   FAX 048(829)1960

### (8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
電話 048(829)1270   FAX 048(829)1960

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第940号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

### 2 保管開始年月日

令和5年5月19日

### 3 保管場所及び放置箇所

#### (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

#### (2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

#### (3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

#### (4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

### 4 保管自転車

別紙のとおり

### 5 保管台数

計52台

### 6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/16	南浦和駅東口	埼玉県警21-210217100	S9000623		
2023/05/16	南浦和駅東口	埼玉県警21-213810740	C1B3662449S		
2023/05/16	南浦和駅東口	埼玉県警19-191002946	A18AK57004		
2023/05/16	西浦和駅	埼玉県警20-201955408	STF044713		
2023/05/18	南浦和駅東口	埼玉県警18-8440828	V180703011		
2023/05/18	西浦和駅	埼玉県警19-192652162	STC038749		
2023/05/18	西浦和駅	千葉県警7-184577	B3F45062		
2023/05/19	東浦和駅	埼玉県警13-3389521	A13AH33732		
2023/05/19	東浦和駅	埼玉県警15-5145828	SZ14103724		
2023/05/19	南浦和駅東口	埼玉県警23-230681163	V211000106		
2023/05/19	南浦和駅東口	埼玉県警20-202115381	WC8051649P		
2023/05/19	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8344338	SNSF00469		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/15	大宮駅東口	埼玉県警21-210320750	SUJ308041		
2023/05/15	大宮駅東口	埼玉県警22-223763316	GG2C26242/		
2023/05/15	大宮駅西口	埼玉県警05-5184623	B5B06676		
2023/05/15	大宮駅西口	不明	V220906135		
2023/05/15	宮原駅東口	埼玉県警21-211873701	V210206750		
2023/05/16	大宮駅東口	埼玉県警18-8001087	STQJA13553		
2023/05/16	大宮駅西口	埼玉県警13-3604919	A13AL57700		
2023/05/16	大宮駅西口	埼玉県警20-204341281	SUD031503		
2023/05/16	東大宮駅西口	埼玉県警20-201194202	F190980034		
2023/05/18	大宮駅東口	埼玉県警23-231727191	PAX22J0310		
2023/05/18	大宮駅東口	埼玉県警19-194022816	STE318768		
2023/05/18	大宮駅西口	埼玉県警08-8361530	H5F83834		
2023/05/18	宮原駅東口	埼玉県警22-223948642	T22E2408		
2023/05/18	東大宮駅東口	不明	S0J013847		
2023/05/18	東大宮駅東口	埼玉県警17-7217256	S6I004093		
2023/05/18	東大宮駅西口	埼玉県警22-221898354	JM75902835		
2023/05/19	大宮駅東口	埼玉県警13-3506050	STMGA14494		
2023/05/19	東大宮駅東口	埼玉県警23-230585598	KBGK96314		
2023/05/19	七里駅	埼玉県警09-9003128	B8F14741		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/15	浦和駅西口	埼玉県警12-2360369	SNMNG661220		
2023/05/15	北浦和駅西口	大崎A-07600	XFU17E0245		
2023/05/15	与野駅東口	不明	R2A00169		
2023/05/15	与野本町駅	埼玉県警20-204475830	B5H68125		
2023/05/15	与野本町駅	埼玉県警16-6465622	H6G87362		
2023/05/16	浦和駅東口	埼玉県警20-204842256	G0D03784		
2023/05/16	浦和駅西口	世田谷F-84483	K1GK01700		
2023/05/18	浦和駅東口	埼玉県警18-8361166	SSE364826		
2023/05/18	浦和駅西口	埼玉県警19-193856241	H9SF00092		
2023/05/18	浦和駅西口	埼玉県警21-214175592	F21115826		
2023/05/18	浦和駅西口	埼玉県警20-204572313	V200110367		
2023/05/18	与野駅西口	埼玉県警19-194964358	F190691463		
2023/05/18	新都心駅西口	埼玉県警22-223362192	SWF334999		
2023/05/19	浦和駅東口	埼玉県警22-222309697	SVH000412		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/05/16	岩槻駅	埼玉県警08-8594641	GF8K18959		
2023/05/16	岩槻駅	埼玉県警20-204097062	VF20E00344		
2023/05/16	岩槻駅	埼玉県警19-191368134	GG8K33791		
2023/05/16	岩槻駅	池袋G-14006	GG0D17357		
2023/05/18	岩槻駅	埼玉県警23-231571434	A22AC28280		
2023/05/19	岩槻駅	埼玉県警20-200971493	S7G216349		

合計: 51台

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	5月17日	大宮駅東口	不明	ヤマハ ジョグ	赤	吉野原保管所	SA36J-800694

**さいたま市告示第941号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字植田谷本字金谷400番1、400番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和5年3月24日

第開-N2022174号

4 検査済証番号

令和5年5月25日

第完-N2022174号

## さいたま市告示第942号

さいたま市立三橋小学校校舎解体改築に伴う地盤変動影響事後調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立三橋小学校校舎解体改築に伴う地盤変動影響事後調査業務
- (2) 履行場所  
さいたま市大宮区三橋2-20外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和5年10月31日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「補償コンサルタント」の業務分類「事業損失」で登載され、かつ、本市内に本店又は本誌と契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 国、地方公共団体において、過去10年以内に同種同業務を契約し、誠実に履行した実績を有している者であること。
- 3 仕様書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642
- イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097338.html>
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和5年6月15日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 仕様書等に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)アに同じ
- (4) 提出方法
- 持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)アに同じ
- (2) 交付日時
- 令和5年6月28日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

## 7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定しない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課  
電話 048(829)1623   FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
電話 048(829)1642   FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## さいたま市告示第943号

さいたま市立植水小学校リフレッシュ基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立植水小学校リフレッシュ基本計画策定業務
- (2) 履行場所  
さいたま市西区大字中野林225-1
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和6年3月22日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」内の業務分類「学校施設」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の用に供される延べ面積2,000㎡以上の建物の増築又は改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097409.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月15日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

#### (2) 交付日時

令和5年6月28日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

## 7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前9時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課  
電話 048(829)1623    FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
電話 048(829)1642    FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## さいたま市告示第944号

さいたま市立日進小学校リフレッシュ工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立日進小学校リフレッシュ工事基本設計業務
- (2) 履行場所  
さいたま市北区日進町2-9-11
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和6年3月22日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」内の業務分類「学校施設」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の校舎の用に供される建物の増築又は改築の基本又は実施設計業務(ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積2,000㎡以上であること。)を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097410.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月15日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

#### (2) 交付日時

令和5年6月28日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課  
電話 048(829)1623    FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
電話 048(829)1642    FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## さいたま市告示第945号

さいたま市立三橋中学校リフレッシュ工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立三橋中学校リフレッシュ工事基本設計業務
- (2) 履行場所  
さいたま市大宮区三橋1-1300
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和6年3月22日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」内の業務分類「学校施設」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の校舎の用に供される建物の増築又は改築の基本又は実施設計業務(ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積3,500㎡以上であること。)を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097411.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月15日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

#### (2) 交付日時

令和5年6月28日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課  
電話 048(829)1623   FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
電話 048(829)1642   FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## さいたま市告示第946号

さいたま市立美園北小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立美園北小学校仮設校舎賃貸借
- (2) 履行場所  
さいたま市緑区美園2-12-11
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和11年3月31日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がS級で掲載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸借又は土地建物の賃貸借を業務とする記載

がある者であること。

- (7) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (8) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (9) 平成25年度以降、学校施設において、延べ面積1,500㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績がある者であること。

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p097407.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月15日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年6月28日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認等

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また、代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(6) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
電話 048(829)1642   FAX 048(829)1989

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## さいたま市告示第947号

さいたま市立原山小学校改築工事に伴う仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立原山小学校改築工事に伴う仮設校舎賃貸借
- (2) 履行場所  
さいたま市緑区原山1-30-12
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和9年9月30日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がS級で掲載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸借又は土地建物の賃貸借を業務とする記載

がある者であること。

- (7) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (8) 平成25年度以降、学校施設において、延べ面積1,500㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績がある者であること。

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p097408.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月15日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

#### (2) 交付日時

令和5年6月28日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参

加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また、代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(6) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## さいたま市告示第948号

さいたま市立本太中学校改修工事に伴う仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立本太中学校改修工事に伴う仮設校舎賃貸借
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区領家1-4-15
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (5) 入札参加形態  
単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がS級で掲載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸借又は土地建物の賃貸借を業務とする記載

がある者であること。

- (7) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (8) 平成25年度以降、学校施設において、延べ面積3,000㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績がある者であること。

### 3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

- ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課  
担当 整備係 電話 048(829)1642
- イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p097374.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月15日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 仕様書等に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

#### (2) 交付日時

令和5年6月28日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参

加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また、代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(6) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## さいたま市告示第949号

第46条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第85条第1項第1号により告示する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) むさしのケア

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区宮町4丁目80番地 かわすみビル3F-A
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 株式会社トライアド
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区宮町4丁目80番地 かわすみビル3F-A
- オ 代表者 代表取締役 篠崎 雄作
- カ 指定番号 1176520482
- キ 指定年月日 令和5年5月1日

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

## さいたま市告示第950号

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第104号）第21条第1項に規定する土砂搬入禁止区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した区域

さいたま市岩槻区大字笹久保字前田1435番1、1436番及び1437番

### 2 指定した期間

令和5年5月26日から令和5年11月25日まで

## さいたま市告示第951号

さいたま市立浦和高等学校職員室複写機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立浦和高等学校職員室複写機賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市浦和区元町1-28-17 さいたま市立浦和高等学校職員室内

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課  
担当 管理係 電話 048(829)1673

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

##### (2) 受付期間

3(2)に同じ

##### (3) 受付場所

3(1)に同じ

##### (4) 提出方法

持参

#### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

##### (1) 交付場所

3(1)に同じ

##### (2) 交付日時

令和5年6月13日（火）午前9時から午後4時まで

##### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札方法

総価で行う。賃借料、保守料（トナーなどの消耗品を含む）、機器の搬入・搬出などに関する一切の諸経費と年間の使用予定枚数から1枚あたりの使用料を算出し、1枚あたりの使用料の見積単価に基づき5年間の合計金額を算出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札の日時及び場所

###### ア 日時

令和5年6月16日（金） 午前10時00分

###### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

##### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月16日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課  
電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第952号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市緑区大字三室字西宿1263番1、1263番13、1263番14、1263番15、1264番2、1264番4、1268番3、1268番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
越谷市南越谷一丁目21番地2  
株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久
- 3 許可番号  
令和5年4月7日  
第 開 - S 2 0 2 2 0 9 9 号
- 4 検査済証番号  
令和5年5月26日  
第 完 - S 2 0 2 2 0 9 9 号

## さいたま市告示第953号

さいたま市の発注する「(仮称)辻第2放課後児童クラブ改修工事」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

#### 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

#### 8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3 箇月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度として行

うこととする。

- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-1450-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	（仮称）辻第2放課後児童クラブ改修工事							
工事場所	さいたま市南区辻6丁目3番28号							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月20日まで							
概要	辻小学校1階の普通教室を放課後児童クラブへ改修 改修延べ面積約64.8㎡ 2階学年活動室を普通教室へ改修							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後3時00分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5208-6							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事							
工事場所	さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5							
履行期間	契約確定の日から令和7年2月28日まで							
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	125,070,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月6日（火）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月9日（金）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月13日（火）午後3時10分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1840							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4465-9							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（南R5一般国道463号バイパス）本太工区							
工事場所	さいたま市浦和区本太3丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月6日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長290.0m 幅員7.1m 舗装工 路面切削22㎡ 切削オーバーレイ2030㎡ 表層2050㎡ 区画線工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-16							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道3127号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字真福寺地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年12月15日まで							
概要	延長198m 幅員4.0~5.0m 舗装工 下層路盤594㎡ 上層路盤597㎡ 基層5㎡ 表層597㎡ 排水構造物工 側溝工413m 集水桝工6箇所 暗渠工8m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-17							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	交差点改良工事（一般県道大谷本郷さいたま線外1路線）							
工事場所	さいたま市西区三橋6丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月30日まで							
概要	延長118.5m 道路土工一式 舗装工 車道舗装591㎡ 歩道舗装354㎡ 街渠工 街渠53m 歩車道境界ブロック41m 排水構造物工 街渠縦断管52m 集水桝11箇所 道路付属物施設工一式 区画線工一式 構造物撤去工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-13							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（市道22574号線外1路線）							
工事場所	さいたま市大宮区北袋町1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	延長320m 舗装工（歩道）379㎡（車道）971㎡ 構造物撤去工一式 道路土工一式 付帯工一式 区画線工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-5209-23							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	東浦和中学校防球ネット嵩上げ工事							
工事場所	さいたま市緑区大字中尾1207番地1							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月20日まで							
概要	東浦和中学校校庭西側の既存防球ネット撤去及び新設工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月16日（金）午前9時から 令和5年6月19日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月20日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月15日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4456-5							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道改良工事（市道H55号線）							
工事場所	さいたま市浦和区元町2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで							
概要	延長1.1km 歩道幅員2.3m 道路土工一式 舗装工（車道）3650㎡（歩道）651㎡ 縁石工 歩車道境界ブロック456m 地先境界ブロック3m 排水構造物工 街渠縦断管409m スリット蓋281m グレーチング蓋11枚 横断暗渠27m 街渠柵15箇所 区画線土工一式 道路付属物設置土工一式 構造物撤去土工一式							
予定価格（税込）	86,526,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月15日（木）午前9時から 令和5年6月19日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月20日（火）午前9時から 令和5年6月21日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月22日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月19日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4387-3							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R5-1010）							
工事場所	さいたま市見沼区染谷1丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで							
概要	延長969.9m 管きょ工 開削（φ200、硬質塩ビ管）946.7m 圧入二工程推進（φ200、低耐）23.2m マンホール工 組立1号マンホール26箇所 組立楕円マンホール12箇所 小型マンホール3箇所 ライナープレート内特殊1号マンホール1箇所 取付管工 取付管36箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月15日（木）午前9時から 令和5年6月19日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月20日（火）午前9時から 令和5年6月21日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月22日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月19日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

## さいたま市告示第954号

さいたま市の発注する「下水道事業耐震実施設計業務（南再－R5－555）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札

候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	05-4484-3						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業耐震実施設計業務（南再-R5-555）						
業務場所	さいたま市浦和区常盤6丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで						
概要	耐震実施設計 管更生工法（内径800mm未満）3099m（内径800mm以上）382m 既設マンホールの耐震化26箇所						
予定価格（税込）	21,252,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後2時20分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-4487-7						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R5-104）						
業務場所	さいたま市緑区大字下山口新田地内						
履行期間	契約確定の日から令和6年1月19日まで						
概要	実施設計 開削（内径1200mm未満）295.9m 推進（刃口、小口径）7.4m マンホール形式ポンプ場1箇所 詳細設計 開削（0.3km以下）一式 推進（0.3km以下）一式						
予定価格（税込）	19,767,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後2時30分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から				
質問受付期間		令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで					
質問回答期日		令和5年6月12日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-4484-2						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業耐震実施設計業務（南再-R5-553）						
業務場所	さいたま市中央区新中里4丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和5年12月15日まで						
概要	耐震実施設計 管更生工法（内径800mm未満）1928m（内径800mm以上）577m 既設マンホールの耐震化47箇所						
予定価格（税込）	14,586,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後2時40分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-2953-2						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	クリーンセンター大崎中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市緑区大字大崎317番地						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで						
概要	工場棟 延べ面積 23243.68㎡ RC造 地上6階地下1階建て 管理棟 延べ面積 2064.7㎡ RC造 地上4階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	14,978,700円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年6月8日（木）午前9時から 令和5年6月12日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月13日（火）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年6月15日（木）午後2時50分						
参加資格	名簿掲載業務	「建築関連コンサルタント／事務所及び庁舎」及び「建築関連コンサルタント／他の建築設計」 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年6月12日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

## さいたま市告示第955号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋二丁目192番1、192番2、192番3、192番4、  
192番5、192番6、192番7

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷一丁目2905番地3  
中央グリーン開発株式会社  
代表取締役 中内 慶太郎

### 3 許可番号

令和5年1月12日  
第開-N2022148号

### 4 検査済証番号

令和5年5月26日  
第完-N2022148号

## さいたま市告示第956号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたまスイーツ魅力発信業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたまスイーツ魅力発信業務

#### (2) 履行場所

さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5 ソニックシティビル第1展示場

#### (3) 業務概要

地域資源である「さいたまスイーツ」を一体的にPRしてその知名度向上を図り、市内のスイーツ全体の消費拡大により地域経済の活性化を図ることを目的とした「さいたまスイーツ等プロモーション事業」の一部として、「さいたまスイーツ」を1つの会場で食べ比べるイベントを開催することで、市内に様々な店舗があることを消費者に知ってもらい、「さいたまスイーツ」の知名度向上及び個店への誘客を図る。詳細については要求事項のとおり。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年2月28日（水）まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は6,190,250円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務『イベント・催事』で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さい

たま市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

### 3 企画提案に係る実施要領等の交付

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p096831.html>

#### (2) 交付期間

本招請日から令和5年6月12日(月)まで

### 4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

#### (1) 提出書類

参加意思表明書 1部

#### (2) 提出期間

本招請日から令和5年6月12日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

#### (3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課  
電話 048(829)1364

#### (4) 提出方法

持参又は郵送。詳細は実施要領による。

### 5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

#### (1) 受付期間

令和5年6月19日(月)から令和5年6月21日(水)午後4時まで

#### (2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

#### (3) 質問に対する回答予定日

令和5年6月23日(金)を目途に行う。

#### (4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p096831.html>

### 6 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 業務行程表
- ウ 業務経歴書
- エ 業務の実施体制調書
- オ 見積書

(2) 提出期間

令和5年6月19日（月）から令和5年6月29日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送。詳細は実施要領による。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
- イ 虚偽の記載をした企画提案書
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
- エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたまスイーツ魅力発信業務業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日（翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

メールアドレス [shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp](mailto:shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp)

## さいたま市告示第957号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小学校給食用ランチ皿 外2件

(2) 納入場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外72校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和6年1月9日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「日用品」内の営業種目「日用品・雑貨」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月12日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月20日(火)及び令和5年6月21日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第958号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）  
消防団員用防火服一式
- (2) 納入場所  
さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防団活躍推進室外
- (3) 数量  
仕様書のとおり
- (4) 特質等  
入札説明書のとおり
- (5) 納入期限  
令和6年3月15日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「繊維品」内の営業種目「被服」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月12日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月20日(火)及び令和5年6月21日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日(水)午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第959号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名（物品の購入）

ア 防寒衣

イ 活動服上衣（男性） 外22件

#### (2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課外

#### (3) 特質等

仕様書のとおり

#### (4) 納入期限

仕様書のとおり

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「繊維品」内の営業種目「被服」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月12日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月20日(火)及び令和5年6月21日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和5年7月5日(水)午後2時30分

(イ) 1(1)イの物品 令和5年7月5日(水)午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第960号

さいたま市インターネット広告支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市インターネット広告支援業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」内の受注希望業務「コンピュータ関連」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和3年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

担当 シティセールス担当 電話 048（829）1034

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年6月14日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月16日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月22日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月22日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電話 048(829)1034 FAX 048(829)1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第961号

さいたま市ケアラー・ヤングケアラー支援周知啓発業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年5月30日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市ケアラー・ヤングケアラー支援周知啓発業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

#### (3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和3年度以降に国又は地方公共団体と種類（WEB広告を含む周知啓発業務）及び規模をほぼ同じくする契約（規模についてはそれ以上のものを含む）を2件以上締結、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課  
担当 地域福祉係   電話 048(829)1254

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月13日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月15日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月20日（火）10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課  
電話 048(829)1254 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第962号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

## さいたま市告示第963号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

## さいたま市告示第964号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

## さいたま市告示第965号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第966号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第967号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第968号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第969号**

令和5年さいたま市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 招集する期日 令和5年6月7日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂

さいたま市告示第970号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区東宮下二丁目5番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和5年4月28日

第変-N2022143号

4 検査済証番号

令和5年5月30日

第完-N2022143号

## さいたま市告示第971号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所  
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間  
令和5年5月31日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先  
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課  
電話 048（829）1377

## さいたま市告示第972号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年6月6日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 30日	猫	南区辻	雑種	オス	茶トラ	1～ 2か月	無	
5月 30日	猫	南区辻	雑種	オス	黒	1～ 2か月	無	
5月 30日	猫	南区辻	雑種	メス	黒白	1～ 2か月	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第973号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市桜区新開一丁目96番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和4年12月2日  
第 開 - S 2 0 2 2 0 7 3 号
- 4 検査済証番号  
令和5年5月30日  
第 完 - S 2 0 2 2 0 7 3 号

## さいたま市告示第974号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 名 称

大谷第四自治会

### 2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

### 3 変更年月日

令和5年4月16日